

## 令和元年度「知事と市町長の1対1対談」（鈴鹿市）概要

- |        |  |
|--------|--|
| 1 対談市町 | 鈴鹿市 <small>すえまつ のりこ</small> （末松 則子 鈴鹿市長）   |
| 2 対談日時 | 令和元年9月2日（月）15：00～16：00   |
| 3 対談場所 | 鈴鹿市役所 本館12階 1203大会議室   |
| 4 対談項目 | 新たな国土軸の形成を機とした地域活性化について<br>①人口減少に対する現状認識について<br>②国土軸の形成に合わせた企業誘致の取組連携について<br>③規制緩和による地域活性化について |
| 5 対談概要 |  |

### ①人口減少に対する現状認識について

（市長）

鈴鹿市の総人口は、2065年には現在の約6割にまで減少すると想定されるなど、加速度的な人口減少の傾向にあります。また、生産年齢人口の減少により、今後、より少ない人数で高齢者を支えていかなければならない状況が予想されます。

鈴鹿市では、人口拡大につながる取組として、他市に先駆け、産後うつや体調の変化への対策として産婦健康診査を実施しているほか、多くの子どもたちが安心して医療を受けられるよう、平成29年度から子ども医療費の窓口無料化を実施し、令和元年度からは6歳までの子どもたちを対象を拡大するなど、子どもたちを豊かに育む取組を実施しています。また、子どもたちの集団への適応性に関して、5歳児健診を全ての児童に対して実施するなど、子育て環境を向上させる取組等を進めています。

また、移住・定住については、若い世代を呼び込む取組として、市庁舎を活用した「届け出挙式」を実施しています。さらに、若者の就労支援活動や移住費用などの一部を負担する「鈴鹿市ふるさと就職者等雇用支援補助金」などの施策を講じ、人口減少に歯止めをかけるべく取り組んでおり、特に労働人口については、商工会議所等と連携をしながら様々な対策を講じているところです。

そこで、三重県における人口減少の実態やそれに対する考え方、三重県が取り組む人口減少対策などについて、お聞きします。

（知事）

三重県の人口は、2018年10月現在で179万1千人となっており、このまま推移した場合、2045年の人口は約143万人まで減少すると見込まれています。さらに、転出超過も増加傾向にあり、2年連続で4千人を超え、年齢別には15～29歳の若

者の転出が約8割を占めていることから、若い世代の定着が大きな課題となっています。

自然減対策については、各市町、関係機関等のご協力もあり、平成30年の「合計特殊出生率」が1.54と、全国1位の増加幅となったほか、出生数の減少幅は前年から大幅に抑えることができましたが、県のアンケート結果で示された県民の希望する出生数1.8人には届かず、県民の希望を叶える状況には至っていません。

社会減対策については、市町と連携して移住政策に取り組んでおり、県および市町の施策を利用した県外からの移住者もこの4年間で千人を超えるなど、一定、功を奏しているものと考えています。

また、県外の大学に進学した若者のU・Iターン就職を加速させるため、県外大学との就職支援協定の締結や、若者の県内定着に向けた取組を行っており、一定の改善が見られるものの、転出超過を抑えるまでには至っていません。

鈴鹿市は「若者の定着」という課題克服のための重要なポテンシャルを持っている地域であると考えています。年齢階層別に傾向をみると、0～29歳は転出超過で推移している一方、30～49歳は転入超過となっていること、また高等専門学校や大学等もあり、県外からの学生を受け入れる素地がある地域です。

また、製造業も活発であり、企業誘致も進んでいることから、雇用の受け皿も充実しており、鈴鹿市が取り組まれている働く場を増やしていく取組や子育て支援策について引き続き連携して取り組んでいきたいと考えています。

## ②国土軸の形成に合わせた企業誘致の取組連携について

(市長)

新名神高速道路三重県区間が開通し、鈴鹿パーキングエリア「PIT SUZUKA」が開設され、市西部地域の拠点として、また、車で移動する方々の玄関口として大いに期待しているところです。

東名阪自動車道とのダブルネットワークが形成されたことで、渋滞の解消のみならず、産業の発展、経済の活性化、物流機能の向上に効果があると考えています。

「PIT SUZUKA」においては、「鈴鹿墨」「伊勢型紙」「モータースポーツ」に関する展示が行われており、魅力的な地域資源の発信スポットとして賑わっています。

また、国道23号中勢バイパス7工区の開通により、人や物の流れが変わるとともに、防災面からも大きな役割を果たしています。今後、最後の4工区の早期供用開始に向け、引き続き、国への要望など連携した取組をお願いします。

道路ネットワークの拡充は、まちの形成、人の流れ、物流などに効果を発揮するものであり、企業誘致を進めるにあたって欠かせない大きな条件の一つであると考えています。

一方、市内に立地された企業からは、鈴鹿市の道路・地域の形成について、興味・

期待を持っていただいているものの、市内における企業からの求人については、有効求人倍率が右肩上がりには上昇しており、定着しない、人材が集まらないという実状があります。三重県が策定した「みえ産業振興ビジョン」の中でも、企業の経営上の課題として「従業員の確保難」が掲げられています。

そこで、企業誘致戦略、働く場の確保、若者支援について、知事のご意見をお聞きします。

(知事)

中勢バイパス4工区については、既に用地買収も完了していることから、1日も早く開通見通しが提示されるよう、引き続き鈴鹿市と連携し、要望を行っていきたいと思います。

道路整備が企業誘致に与える影響は計りしれず、大きな意味を持つものと考えます。単に企業誘致を進めて働く場を作るだけでなく、その働く場を他県と比べて差別化ができる仕組みづくりが必要であると考えます。

国等の調査によると、若者が企業を選ぶ観点として、従業員に対する健康経営や、働き方改革についてしっかり取り組んでいるかどうかのポイントとなっています。そのため、本県の企業投資促進制度を改正し、所定外労働時間の縮減や、離職率の減少など、職場環境改善を要件として、雇用増加人数補助金に上乘せし、特に若者を雇用する場合の額を増やすなどの改正をしたほか、スマート工場化等、効率的に仕事に取り組めるような設備投資を促進する制度内容とし、働く場を増やすとともに、その質の向上・差別化を図りました。

当制度については、鈴鹿市と連携しながらしっかりとPRを行い、制度を活用した企業誘致活動により、若者を中心に魅力ある雇用の場の創出につなげ、鈴鹿市ひいては三重県の人口減少に歯止めをかけられるよう取り組んでいきます。

### ③規制緩和による地域活性化について

(市長)

新名神高速道路や中勢バイパスの開通効果を生かすことは、産業の活性化や雇用による定住人口の拡大など様々な取組につながる可能性がある一方、企業としては人材確保に課題を抱えています。

リニア中央新幹線東京・名古屋間の整備事業は2027年を開業予定として進められ、さらには2037年を目途に大阪までの全線開通を目指しており、仮に亀山市に停車駅ができることとなれば、リニア停車駅までの道路網がしっかりと整備されていることが重要になってきます。中勢バイパス4工区の完成や、鈴鹿四日市道路、鈴鹿亀山道路が整備されることで、本市から関西圏、中部圏とのネットワーク機能が飛躍的に向上すると期待しており、市内外からリニア中央新幹線駅への動線が確

保されることで、その開通効果をより感じていただけることになると考えています。

また、新名神高速道路や東名阪自動車道の2つの高速道路の乗り入れ口がある「西部地域」は、企業から見て工業用地として非常に魅力的であり、民間工業団地の開発や、沿道への企業の進出など、さらなる発展が期待できるエリアと言えます。

鈴鹿市としても積極的にこの地域への企業誘致を行っていきたいと考えていますが、進出する企業からは、従業員の確保に係る問題が多く挙げられています。

この問題の一つとして、この西部地域が市街化調整区域として位置付けられていることが挙げられます。時代の流れや、国土軸の形成などの地域特性に応じた鈴鹿市の今後の在り方を検討していく中、都市計画法の趣旨を踏まえつつもこの西部地域の産業の発展や、人口の維持、また市外から転入された従業員の方の住居・住宅地の確保といった課題解決に向け、土地利用に関する新たな手法の検討や、運用基準の見直しを行う必要があると考えています。次の4つの点について、三重県における開発基準等の考え方と、見直しに向けた実現性をお聞かせください。

#### ①地域コミュニティ維持を目的とした既存集落内での許可基準の見直し

現在の許可基準では、既存集落内における既存の戸建て住宅等の敷地に限り、複数の戸建て住宅の建築が認められています。地域コミュニティを維持するため、従前の用途を問わず、複数の戸建て住宅の建築が可能となるよう、基準の見直しをお願いします。

#### ②既存集落外周区域での地区計画制度の弾力的取扱い

三重県の指針では、既存集落外周区域での住宅開発は、1ヘクタール以上を原則としています。小規模の面積でも地区計画が設定できるよう、運用指針の緩和をお願いします。

#### ③優良田園住宅制度適用にあたっての運用基準等の制定

優良田園住宅制度の適用には、三重県の同意に関する指針の見直しや、新たに三重県開発審査会の提案基準の設定などの検討が必要となるため、三重県への協議の際には、ご協力をお願いします。

#### ④工場敷地内での寮、社宅の取扱い

市街化調整区域では、社員寮や社宅は原則建築が認められず、近隣市との市境に近い企業等の社員は、市外の共同住宅に居住しており、企業から社員寮を建設したいとの要望があります。既に宅地化された工場敷地の一角であれば、新たな基盤整備が必要ではないことから、建設を容認できるのではないかと考えており、今後、許可に向けた手続きを考えていますので、三重県のご協力をお願いします。

(知事)

新名神高速道路の開通など環境が大きく変わり、また人口減少等大きな課題があ

るなか、土地の利用の仕方については、既存の考え方だけではなく、しっかりと検討していかなければならない時期であると思っています。

市街化調整区域については、令和2年度、三重県の都市マスタープランを改定する予定でもあり、こうした契機に色々な協議を進めていきたいと思っています。

現行制度における解釈の仕方についても、具体的・建設的な協議を行えればと考えています。

①については、許可基準の見直しは県開発審査会の承認を得る必要があります、手続きに時間がかかる等難しい面もありますが、現行制度においても、地域コミュニティの維持のため重要である場合、既存集落活性化型地区計画を策定し、それを根拠として開発許可を得る方法があります。なお、鈴鹿市は地区計画の運用指針について、開発許可権限を県より移譲されており、地区計画運用指針を独自に策定することも可能となっています。

②については、既存集落活性化地区計画における新規整備ゾーンにおいて、防災、安全、衛生等に関する機能が十分確保されるのであれば、弾力的な運用により、1ヘクタール未満でも地区計画の策定は可能であると考えます。

③については、優良田園住宅に係る地区計画策定の際に必要な県との協議について、市街化調整区域における地区計画の県同意に関する指針を適用する必要がないものと考えています。

④については、鈴鹿市の都市マスタープランに特例的に位置付けをされ、寮等の建築が無秩序な市街化促進につながらず、住民の良好な住環境が確保できると説明できるのであれば可能であると考えますのでご相談ください。